

令和5年10月23日

四万十町議会
議長 味元 和義様

四万十町文化的施設の請負契約議案否決に対する意見書

四万十町建築業協会
会長 芝 正孝
四万十町設備業協会
会長 永井 資士

我々は、四万十町内で建築業（16社）及び設備電気業（10社）を生業とする団体であり、四万十町内のインフラ整備に四万十町と意思疎通を図りながら建設行政の推進及び地域経済の活性化に広く寄与してきたと自負しております。

その我々にとりまして9月議会において、四万十町文化的施設の請負契約議案が否決されるという前代未聞のあってはならない事例が発生しました。

四万十町文化的施設の入札までの経緯につきましては、平成31年3月の基本構想に始まり基本計画・基本設計・実施設計等の各段階を踏まえ、時間をかけ、そのイニシャルコスト・ランニングコスト及びその他の要因を鑑み、数多の団体個人の民意を拾い上げながら最大公約数的に決定された唯一無二の設計書が作成され、それに基づいて工事の入札が実施されたものです。

また四万十町議会においては、各段階においての慎重審議を経て僅差とはいえ議決承認されてきたという純然たる事実があります。

しかしながら、これら一連の議決を下しながら今回の請負契約を否決するという暴挙を前にすると、客観的に考えて最高決定機関である四万十町議会としての整合性及び存在意義について甚だ疑問に思えてなりません。

四万十町が発注する予定価格5,000万円以上の工事については、その請負契約に際し、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に基づき、予め議会の議決が必要となっていますが、この議決結果により否決される場合については、誰もが納得する合理的な理由がなければ請負事業者としては到底納得できるものではありません。

今回の四万十町文化的施設の請負契約については、その入札の執行については法令に基づいて適正に執行されたのは周知の事実であり、また請負業者についても何ら瑕疵があるとも思えません。

我々には、どこをどう見ても否決する理由が思いつきません。

ちなみに今回のように議会で請負契約が否決されたことにより、落札業者が損害を被つたとして、発注者を相手に損害賠償請求の訴訟を提起した事案（訴訟審/仙台高裁 令和4年3月22日判決）において、裁判所の判断を要約すると下記の2つです。

- ・地方公共団体の工事に係る請負契約の締結について、最終判断者が議会ではあるものの、法令に基づいた適正な入札手続きを経て、落札業者が決まっている以上、それを否定するには合理的な理由が求められる。
- ・議会による、契約締結の可否判断に際しては、利害関係者や住民の思いといった感情的な要素は排除して、法令の趣旨に照らした客観的な判断が求められている。

また、議会の議決について違法性の判断基準は

”当該契約の締結を否決することによそ合理的な理由がない場合には、当該議決は裁量権の逸脱又は濫用に当たるものとして、違法になる。”と判断されています。

議員の皆様、自分の胸に手を当ててよく考えてください、請負金額が15億1,525万円（建築主体と設備工事の合計）という工事の請負契約が何ら瑕疵もなく否決されたことの悔しさを

これだけの大型工事になれば、各種企業・団体・個人への膨大な波及効果、特に経済効果が四万十町全域に渡って見込まれ、その影響は計り知れません。

また我々請負事業者にとりましても会社全体の経営を左右しかねない大きなプロジェクトであり、それを議会で否決されるとは、晴天の霹靂であり強い憤りを覚え、あまつさえ我々事業者及び従業員関係者に対する生活権の大侵害であり死活問題に直結することなので断固抗議します。

そこで四万十町議会基本条例第5条第7項の規定に基づき下記の対応を求めます。

記

1. 四万十町文化的施設の請負契約を否決した合理的な理由を明示してください。
2. 四万十町文化的施設の請負契約の可否判断に際し、
客観的判断がなされたのかどうかを明示してください。

そして、否決に至った合理的な理由がなく、客観的判断がなされてないのなら直ちに執行部との協議を行っていただき、文化的施設整備事業の請負契約について、再度審議されるよう強く求めます。